

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告【概要版】

武蔵野市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利に関する条例(仮称)の制定を目指しています。

この条例は、市の子どものに関する施策のもっとも基本的な考え方を示すものであり、制定にあたっては、さまざまな立場の人からの多様な意見を参考にする必要があります。そのため、市では、条例に関する意見を聴取する場として、「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を設置しました。

このたび、委員会の検討内容について、中間報告が示されましたので、市民の皆さまにお知らせするとともに、パブリックコメントを実施します。

子ども権利条約とは？

ユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界中の国々が協力して作成しました

子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と位置付けて、大人と同じく一人の人間として持っている権利や子どもならではの権利を定めています。

子どもの命と健やかな成長を守るため、日本も1994年からこの条約に加盟しました。

子どもの権利条約の4つの原則

命を守られ
成長できること

子どもにとって
最もよいこと

意見を表明し
参加できること

差別のないこと

子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由によっても差別されず、権利が保障されるということ

子どもにすることが行われる時は、「子どもにとって最も良いこと」を第一に考えるということ

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分考慮するということ

1 委員会検討経過

令和3年5月から、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会では、市の子どもの権利に関する条例(仮称)について、幅広い観点から活発な検討を重ねてきました。

委員会では、市の子どもの現状を踏まえ、とくに「子どもからの相談(子どもの権利擁護委員)」「いじめ・虐待・暴力」「子どもの居場所」「子どもの参加」の項目については、子どもの権利を守るうえでの重点課題として、集中的に検討を行いました。また、その他の項目についても、委員会での議論のほか、各委員へのアンケート、市内施設の視察、子どもや関係者との意見交換等を通じ、検討を重ねてきました。

検討の場における多様な意見を、委員会による条例の骨子案として整理し、中間報告としてまとめました。

2 委員会による骨子案(委員会として条例に含むべきと考える内容)(※一部抜粋)

A 前文

- 子ども一人ひとりの人間としての尊厳が尊重されること。(3ページ)
- 子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。(4ページ)
- 子どもの権利条約を地方自治により実現していくこと。そのために、地域社会の一員としての子どもの参加のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと。(4ページ)
- 子どもたちの言葉(5ページ)

B 総則

- この条例は、すべての子どもの権利の実現を目指した子ども施策を総合的かつ継続的に推進していくために欠かせない仕組み等を定めるとともに、市としての基本的な考え方及び家庭、学校、地域の役割を明らかにすることを目的とすること。(8ページ)
- この条例は、子どもたちが安心して地域の人びととパートナーとして関わり合いながら、子どもとおとながともに生きる武蔵野のまちの形成を図ることを目指すこと。(8ページ)

C 誰が保障するのか

- 市は、本条例に定めた理念をふまえて、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために、子どもの権利保障に欠かせない環境整備及び支援を行うこと。(10ページ)
- 市民は、本条例で定めた子どもの権利の理念をふまえて、市と連携、協働して地域における子どもの権利の実現に努め、子どもとともにまちをつくることを目指すこと。(10ページ)
- 保護者は、子どもの主たる養育者であり、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが安心して生き、受容され、愛されて育つ権利を保障していく役割を担っていること。(11ページ)

D 子どもを支える人びとへの支援

- 子どもの権利の実現にとっては、子どもへの直接的な権利保障とともに、子どもを支えていく人びとへの支援が必要であること。(13ページ)
- 市は、家族の多様性をふまえて、保護者が子どもの権利の意義を自覚して、子どもの権利保障に欠かせない家庭的な環境を確保していこうとする努力に対してあらゆる支援を行うこと。(14ページ)
- 市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、学校等の育ち学ぶ施設の主体的な努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。(15ページ)
- 市は、市民や市民団体による子どもの権利保障の諸活動を支援するとともに、子どもの権利保障の活動を行う者・団体との連携、協働に努めること。(15ページ)

E 保障すべき子どもの権利

- 子どもには、安心して生きる権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、自分らしく育つ権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、休む権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、意見表明し、参加する権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、遊ぶ権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。(16 ページ)
- 子どもには、差別されない権利があること。(16 ページ)
- 市は、本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報に努めること。(19 ページ)
- 市は、市民(とくに子ども、保護者、教職員など)が子どもの権利について理解を深め、これを活かすことができるようにこの条例のシンボリック行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を定めること。もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること。(19 ページ)

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

- 子どもには、空間、時間ともに自分らしく居られる居場所が必要であり、選んだ居場所において安心して休む権利もあること。市は、そのような子どものための居場所づくりに努めること。(21 ページ)
- 市は、子どもの休む権利を保障するために適切な措置を講じるよう努めること。とくに子ども自身が休息を求めている場合は、学校を安心して休めるよう具体的な措置を考慮するとともに、学校外の多様な居場所、学びの場の利用促進に努めること。また、必要な場合に学校を休むことについて、地域の理解が得られるよう、必要な啓発等に努めること。(21 ページ)
- 市は、普通教育機会確保法第 13 条にもとづき、子どもの普通教育を確保していくために、義務教育段階で学校外の普通教育を選択した子どもが、学校における義務教育を受けている子どもと格差なく教育を受けることができるよう学習面、健康面、安全面及び経済面などで十分配慮すること。(24 ページ)
- 市は、子どもから直接相談を受けることのできる窓口を設けるとともに、子どもの個人情報を守りつつ、子どもにとって最も良い解決策を考え合うなど、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを気軽に話すことのできるような多様な相談の場づくりを推進すること。(26 ページ)
- 子どもに関係のあることを決めるときは、おとなが一方的に決めるのではなく、子どもの意見を聴き、かつ意見を尊重するように努めなければならないこと。(28 ページ)
- 市は、武蔵野市として進める子どもにやさしいまちづくりに関して、子どもが市民として意見表明・参加し、市政へ意見提言し、かつ自ら実施に携わっていくために、武蔵野市子ども会議を設置すること。(28 ページ)
- 子どもは、その置かれた状況に応じて、個別のニーズと配慮にもとづく支援を受けることができること。(31 ページ)
- 市は、「おとなへの移行期」として 18 歳を超える若者支援へのつながりを重視し、市民、民間団体とも連携、協働して子ども・若者の相談に応じる居場所支援、社会的自立を促進するための自立支援、就労支援等を行うこと。(32 ページ)

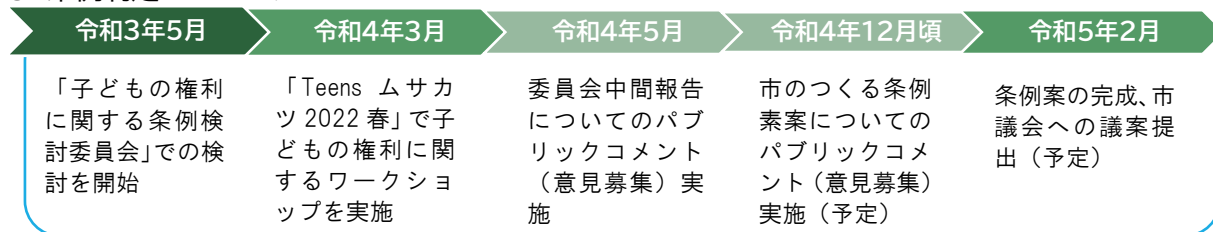
G 子どもが安心、安全に生活していくために

- 市は、子どもがどのような暴力も受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。(34 ページ)
- 子どもへの虐待は、本条例に定める子どもの権利を侵害する行為であること。(35 ページ)
- 子どもへのいじめは、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であり、誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけないこと。(36 ページ)
- 市は、本条例に定められた子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員)を置くこと。(37 ページ)
- 子どもオンブズパーソンは、子どもの権利を守るため以下の職務を行うこと。(37 ページ)
 - ・子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
 - ・子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
 - ・子どもの権利の侵害について、関係機関や当事者間の調整及び要請を行うこと。
 - ・子どもの権利保障を妨げている制度への改善・要請の提言を市に行うこと。
 - ・改善・要請を行った提言に関して、市の対応状況等について公表すること。
 - ・子どもの権利擁護に関し、権利学習の促進等、普及・啓発を行うこと。

H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展

- この条例にもとづく子ども計画の策定方法については、既存の「子どもプラン武蔵野」をもとにして条例の推進計画となるように努めること。(40 ページ)
- 計画実施結果の評価・検証は、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議)や本条例で規定する武蔵野市子ども会議及び子どもオンブズパーソン等において実施すること。(41 ページ)

3 条例制定までのスケジュール



【委員会中間報告について パブリックコメント(意見募集)を実施します】

- 募集期間:令和4年5月15日(日)から令和4年6月6日(月)まで(必着)
- 提出方法:氏名・住所・電話番号を明記し、市HP、Eメール、FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出下さい
- 提出先:武蔵野市 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係 (お問い合わせ 電話:60-1851)
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟3階
- Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp FAX:51-9417
- ◎市民意見交換会 ①5月21日(土)午前10時~(武蔵野商工会館4階 市民会議室)
(申込不要) ②6月1日(水)午後6時~(武蔵野市役所西棟4階 412会議室)
③6月4日(土)午前10時~(武蔵野スイングホール10階 スカイルーム)
- ※③のみ手話通訳あり(要事前申込:5月22日までにEメール・FAX等でお申込み下さい)

報告書全文はHPをご覧ください

